

基安労発 0125 第 5 号
平成 22 年 1 月 25 日

社団法人建設荷役車両安全技術協会会長 殿

22.1
厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長

(契印省略)

総収第13号

定期健康診断における胸部エックス線検査等の対象者の見直しに関する改正
の周知について

労働衛生行政の推進につきまして、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
事業者が労働者の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて労働者の健康管理を適切に講じることが不可欠であることから、労働安全衛生法第66条の規定に基づき、事業者は、労働者に対し、医師による健康診断を行わなければならないとされているところです。

今般、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成22年1月25日厚生労働省令第9号）及び労働安全衛生規則第四十四条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（平成22年1月25日厚生労働省告示第25号）等により、定期健康診断における胸部エックス線検査等に関し40歳未満の一部の方については医師が総合的に判断の上で省略できる等、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目の省略基準等を改正し、平成22年4月1日から施行することとなりました。

また、標記に関連し、平成22年1月25日付け基発0125第1号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び労働安全衛生規則第四十四条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件等の施行等について」（別添1）、平成22年1月25日付け基安労発0125第3号「定期健康診断における胸部エックス線検査等の対象者の見直しについて」（別添2）を各都道府県労働局に対し、通知しております。

つきましては、改正の内容等について事業場への周知を図るため、「定期健康診断における胸部エックス線検査等の対象者の見直しに関する改正について」リーフレット（別添3）を作成いたしましたので、貴団体におかれましても、会員事業場等に対して周知を図っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、本リーフレットにつきましては、厚生労働省の下記ホームページに掲載することとしております。

記

(厚生労働省 安全衛生関係リーフレット等一覧)

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/index.html>